

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和2年10月9日から令和3年2月9日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和2年10月9日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ上田中店
所在地 下関市上田中町二丁目23の13

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

4 届出年月日

令和2年9月25日

5 変更年月日

令和2年10月10日